

## 第60号議案

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正による会計年度任用職員制度の創設等に伴い、特別職の職員で非常勤のもの職の位置付けに関する見直し等を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

他の条例に特別の定めがあるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、それぞれ、春日市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)に規定する給与及び春日市職員等の旅費に関する条例に規定する旅費の支給方法の例による。

第4条第2項中「任命権者」を「市長」に、「前2条に定めるもののほか」を「他の条例に特別の定めがあるものを除くほか」に改める。

別表中

「

学校運営協議会委員	学識経験者	日額	
	その他委員		500円
部活動指導員			4,800円

」

を

「

学校運営協議会委員	学識経験者	日額	
	その他委員		500円

」

に、

「

福祉相談員	月額	7,600円
交通安全指導員	年額	28,000円

」

を

「

福祉相談員	月額	7,600円
-------	----	--------

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。